

区の財政状況をお知らせします

令和7年度上半期(4月～9月)の財政運営状況

区では、毎年6月と12月の2回、歳入・歳出予算の執行状況を中心に財政に関する事項を公表し、財政面から区政運営の状況をお知らせしています。また、10月下旬に前年度の決算、2月下旬に新年度予算案の概要を広報新宿等でお知らせしています。今回は、令和7年度上半期(4月～9月)の財政状況をお知らせします。

図 財政課 ☎(5273)4049



一般会計(7年9月末現在)

予算の概要

7年度一般会計の歳入・歳出予算は、当初予算としてそれぞれ1,884億6,022万9千円を計上しました。9月末までに4回の補正を行い、歳入・歳出それぞれ28億2,673万3千円を増額した結果、9月末現在の歳入・歳出予算は、それぞれ1,912億8,696万2千円となっています。

このほか、6年度中に事業が終了しなかったため、7年度に繰り越した事業費が7億5,737万円あり、これを加えた9月末現在の予算現額は1,920億4,433万2千円です。

収入・支出の状況

収入済額は、780億1,908万5千円で、収入率は40.6%、前年同期の収入率37.6%と比較すると、3.0ポイント上回っています。

支出済額は、722億9,227万1千円で、執行率は37.6%、前年同期の執行率36.5%と比較すると、1.1ポイント上回っています。

- ▶ 歳入・歳出予算現額 1,920億4,433万2千円
- ▶ 収入済額(収入率40.6%) 780億1,908万5千円
- ▶ 支出済額(執行率37.6%) 722億9,227万1千円

区民の負担

特別区税(特別区民税・軽自動車税等)の収入すべき額を前年同期と比較すると、61億6,032万5千円(11.8%)の増となっています。これは主に、特別区たばこ税が7,517万3千円(3.1%)の減となったものの、特別区民税が62億3,464万5千円(12.6%)の増となったことによるものです。

なお、特別区民税の現年課税分(収入すべき額から滞納繰越分を除いたもの)は544億1,550万1千円(12.2%増)で、区民の皆さまの負担は、1人当たり15万2,861円、1世帯当たり23万1,334円です。

- ▶ 特別区民税の現年課税分 544億1,550万1千円
- ▶ 総人口 35万5,981人
- ▶ 世帯数 23万5,225世帯(7年9月末現在)

特別区債

施設の建設や用地の取得等に多額の資金を必要とする場合、区債を発行して財源を補充します。

7年9月末の状況は、発行額303億4,100万円、償還済額102億6,060万6千円、現在高200億8,039万4千円です。

特別会計(7年9月末現在)

区には、「国民健康保険特別会計」「介護保険特別会計」「後期高齢者医療特別会計」の3つの特別会計があります。

7年度上半期は、国民健康保険特別会計で1回の補正を行い、6,140万5千円を減額しました。9月末現在の予算現額、収入・支出の状況は右表のとおりです。

国民健康保険特別会計	歳入・歳出予算現額	387億1,676万9千円
	収入済額(収入率36.8%)	142億2,976万9千円
	支出済額(執行率34.2%)	132億5,802万8千円
介護保険特別会計	歳入・歳出予算現額	271億206万4千円
	収入済額(収入率48.2%)	130億5,145万7千円
	支出済額(執行率41.6%)	112億6,737万3千円
後期高齢者医療特別会計	歳入・歳出予算現額	90億6,903万4千円
	収入済額(収入率41.5%)	37億5,959万円
	支出済額(執行率31.7%)	28億7,075万3千円

冊子「新宿区の財政について」を作成しました

区財政の現状と課題をお知らせし、今後の財政運営の議論に活用していただけるよう作成しました。



同冊子は財政課(本庁舎3階)・特別出張所・区政情報センター(本庁舎1階)で配布しているほか、区立図書館で閲覧できます。新宿区ホームページ(右上二次元コード)でもご覧いただけます。

不合理な税制改正に対する特別区の主張

法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税制度等の不合理な税制改正によって、特別区は貴重な税源を奪われ続けています。しかし、特別区には、首都圏特有の財政需要があり、将来にわたって膨大な額の財源が必要です。さらに、長引く物価高騰の影響は、特別区の財政にも大きな影響を与えており、先行きが依然として不透明な状況です。

地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ、調整すべきものであり、自治体間に不要な対立を生むような措置は是正されなければなりません。

① 不合理な税制改正による影響は深刻

特別区への影響額は、令和7年度で約3,600億円、平成27年度からの累計で約2兆3,000億円にもなり、「東京は財源に余裕がある」等の一方的な見方によって、税金が国に奪われています。これは、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。

② ふるさと納税制度は廃止を含め抜本的な見直しが必要

令和7年度の特別区における住民税の減収額は、特別区全体で約1,065億円となり、これは特別区民税の10%に迫る規模となっています。また、平成27年度からの累計額は、5,600億円を超えました。ふるさと納税制度は、地方自治体の行政サービスに要する経費を地域の住民が負担し合う住民税の在り方を逸脱し、地方自治の根幹を破壊するものです。今こそ、制度を巡るさまざまな問題に対処するため、廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきです。

③ 東京の地方財源が突出しているわけではない

人口1人当たりの地方税収の格差は正のため、地方税の見直しが必要との見方がありますが、地方税に地方交付税等を合わせた人口1人当たりの地方財源を他の道府県と比較すると、東京が突出して多いわけではありません。今後も膨大な財政需要への対応が不可欠な中、東京一極集中を理由とした偏在是正措置は、決して容認できません。

④ 今後も多くの財源が必要

特別区は高齢者の急増や首都直下地震等の自然災害への備え、膨大な公共施設の改築需要への対応をはじめ、今後も多くの財源が必要です。

⑤ 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿

国の責任により地方税財源総体を拡充し、自治体が責任をもって役割を果たすことこそが地方分権の本来の姿です。今後も、地方税財源の充実・確保及び不合理な税制の是正を国に求めています。

※詳しくは、特別区長会ホームページ「不合理な税制改正に対する特別区の主張(令和7年度版)」(右二次元コード。☞ <https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html>)をご覧ください。



ふるさと納税の新宿区への影響

ふるさと納税制度は、ふるさとや地域団体のごさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度に導入されました。ふるさと納税の影響により、区の特別区民税の減収額は増加し続けており、令和6年度は約42億円(学校給食費無償化に必要な経費の約3年分)、累計額は約226億円となっています。地方交付税制度では、ふるさと納税により減収があった交付団体には、補填される仕組みとなっていますが、不交付団体である特別区には補填されず、ふるさと納税による減収額は行政サービスの低下につながります。また、返礼品代や仲業者への手数料が寄附額の約半分を占めるため、行政サービスに使える経費は、残りの半分程度になってしまうことも問題です。区は、今後も特別区長会を通じてふるさと納税制度の改善を求めています。



学校給食3年分